

内閣參甲第一三七号

昭和二十四年十一月十五日

内閣總理大臣 吉 田 茂

參議院議長 松 平 恒 雄 殿

參議院議員鈴木憲一君提出国民厚生並びに國民經濟に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員鈴木憲一君提出の国民厚生並びに国民経済に関する質問に対する答弁書
西医学と称されるものは、今日までのところ医学界においても承認されていないので、政府としては、
今直ちにこれに対する積極的措置を講ずる意志はない。

しかして現在においては、あん摩、はり、きゅう、柔道整復等營業法の規定に抵触するものについて
は、これを所謂医業類似行為の一種として取締つてゐる状況であり、今後もその方針で進みたいと考えて
いる。